令和元年７月オレンジ勉強会

刑事手続における和解について

令和元年７月２６日
弁護士　椿　良和

１　説　明

刑事手続における和解とは，刑事裁判において，被告人と被害者等との間で示談をした場合，被告人やその保証人が約束どおりに支払いをしない場合，示談書だけでは約束の内容を強制的に実現することができず，強制執行をするには，改めて被告人等を被告として民事訴訟を提起しなければならないが，かかる被害者の負担を避けるために，被告人と被害者等が共同して，その合意内容を刑事裁判の公判調書に記載することを求め，裁判所が合意の内容を公判調書に記載したときには，その記載は，裁判上の和解と同一の効力をもち，当該記載に基づき強制執行をすることが出来る制度である。

２　当事者

（１）　被害者等：被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「法」という。）２条参照）

（２）　被告人

（３）　被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨約したときは，当該者（法１９条２項）

３　要件・手続（法１９条１項）

（１）　被告人と被害者等との間における民事上の争いについて合意が成立していること（ただし，当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）

（２）　当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対する当該合意の公判調書への記載を求める共同申立て（なお,「第１」２⑶の者がいる場合には，当該者，被告人及び被害者等の共同申立てとなる（法１９条２項)。）

（３）　弁論の終結までに申し立てること（法１９条３項。ただし，弁論が終結していても，弁論を再開すれば足りる。）

（４）　公判期日への出頭（法１９条３項。ただし，代理人がいる場合には，代理人の出頭で足りる。）

４　申立書の記載事項

（１）　申立てに係る合意（法１９条３項）

（２）　当該合意がなされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実（法１９条３項）

（３）　申立人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所（規則１３条１号）

（４）　申立人が刑事被告事件の被告人であるときは，その旨（規則１３条２号）

（５）　申立人が被害者等であるときは，その基礎となるべき事実（規則１３条３号）

（６）　申立人が法１９条２項に規定する被告人の債務について保証する旨又は連帯して

責任を負う旨を約した者であるときは，その旨（規則１３条４号）

５　被害者の住所を秘匿する際の注意事項

（１）　上申書は不要

（２）　執行裁判所との関係（本人であることの疎明）

ア　住所地を代理人の事務所所在地にすることもできるが，その場合には，強制執行の際に，当該代理人に依頼しなければ，本人であることを疎明できなくなる。

イ　住所地について，①住民票上の旧住所地，②本籍地＋生年月日で記載することもできる（本人であることについて，公的証明書で疎明することができる必要がある。）。

以　上